

随意契約見積心得

南 島 原 市

南島原市随意契約見積心得

(目的)

第1条 この心得は、南島原市が行なう随意契約の場合における見積書の徴取その他の取り扱いについて、南島原市並びに見積者双方が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 見積者は、地方自治法等その他関係法令、南島原市契約規則並びにこの心得を遵守しなければならない。

(公正な見積りの確保)

第3条 見積者は、次に掲げる行為を行なってはならず、独自に見積り単価を決定しなければならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)等に抵触する行為を行なうこと。
- (2) 他の見積者と、見積価格または見積意思について相談を行なうこと。
- (3) 第15条の規定により契約の相手方を決定する前に、他の見積者に対して見積価格を意図的に開示すること。

(見積書の徴取)

第4条 見積書は、原則3人以上の者より徴さなければならない。ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項2号～9号及び南島原市契約規則第18条第1項(1)～(3)に該当する場合は、1人の者の見積り(特命随契)をもって代えることができる。

(市内業者の優先的活用)

第5条 見積者の選定にあたっては、市内業者の育成及び地域の活性化を図るため、市内業者(本社)を優先し選定すること。ただし、特別な場合は内容を勘案し、適格者を選定することができるものとする。

(仕様書等の熟知)

第6条 見積者は、南島原市の見積執行通知書及び仕様書等(仕様書・設計書・図面その他関係書類)に記載された契約締結に必要な条件を熟知の上、見積りしなければならない。

(仕様書等についての質問)

第7条 見積者は、仕様書等に質問があるときは、〈様式1〉により郵送、又はファクシミリ等で回答を求めることができる。

2 南島原市は、質問事項が発生した場合については、提出期限の翌日から2日(休日を除く)以内に、〈様式2〉により入札参加者全員に対しファクシミリで回答しなければならない。

(予定価格の設定)

第8条 予定価格は、すべての随意契約(特命随契を含む)において定めなければならない。ただし、50万円以下は予定価格調書の作成を省略することができるが、この場合においても予定価格そのものは設定する必要があるため、起案書に「予定価格は設計価格とする」旨を必ず明記する。

(最低制限価格の設定)

第9条 随意契約は、特定の者を選定して適格者と契約する方法であり、最低制限価格を設定することにはなじまないことから、設定しないものとする。

(見積り等)

第10条 見積者は、南島原市建設工事執行規則(様式第4号)により見積書を作成し、記名押印の上、提出しなければならない。

2 見積書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格)とする。

3 見積書は、南島原市が特に郵送を認めた場合に限り、郵送での提出を認める。

4 見積書が、見積執行通知書において指定した日時までに到達しないときは、見積者は辞退又は棄権したものとみなし、その後見積書が到達した場合でも無効とする。

5 見積書を提出した後は、当該提出した見積書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

6 前各項の規定は、南島原市が別に指示する場合は適用しない。

(見積りの辞退・棄権)

第11条 見積参加者は、見積りを辞退するときは、あらかじめ南島原市建設工事執行規則(様式第3号の5)により、見積辞退届を提出するものとする。

2 見積りを辞退したものは、これを理由として以後の見積り参加について不利益な扱いを受けない。

- 3 提出期限内に、正当な理由なしに見積書を提出しない場合は、見積りを棄権したものとみなす。

(見積書の取り止め等)

- 第12条 見積参加者が第2条又は第3条の規定に抵触する疑いがあるとき、又は南島原市が必要と認めるときは、見積りの執行を延期、又は取り止めることができる。
- 2 前項の場合において、南島原市が調査を行うときは、見積参加者は当該調査に協力しなければならない。
 - 3 見積書の提出に当たって、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、見積合せの執行を延期し、又は取り止めることがある。

(再度の見積り)

- 第13条 見積り合わせの結果、予定価格の制限の範囲内での見積りがないときは、再度の見積りを依頼する。
- 2 再度の見積り依頼で、予定価格の制限の範囲内に見積りがないときは見積りを閉じる。
 - 3 再度の見積り依頼で、見積り辞退によって1社しか参加者がいないときは見積りを中止する。
 - 4 再度の見積り依頼を受けた者が辞退した場合にあっても、これを理由として以後の見積り合わせについて不利益な扱いを受けない。

(見積りの無効)

- 第14条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。
- (1) 見積り参加者以外の者がした見積り
 - (2) 指定した日時、場所に提出されなかった見積り
 - (3) 記名押印を欠く見積り
 - (4) 金額を訂正した見積り、又は金額の記載が不鮮明な見積り
 - (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
 - (6) 談合その他不正行為により行ったと認められる見積り
 - (7) 同一の見積り合わせについて、2以上の見積りをした者の見積り
 - (8) 南島原市から示した条件以外を付した見積り
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

- 第15条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じて、南島原市が予定価格の制限の範囲内で最も適当と認めた者を、契約の相手方とする。

(同価格の見積りをした者が2者以上ある場合の契約の相手方の決定)

第16条 契約の相手方とすべき同価格の見積りをした者が2者以上あるときは、南島原市が指定する日時及び場所において、当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。

2 前項の場合において、当該見積りをした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積合せ事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約相手方決定の通知)

第17条 南島原市が第15条の規定により契約の相手方を決定した場合は、見積合せに参加した全員に契約予定者・契約金額・予定価格等の結果を、次の方法によって通知しなければならない。

2 南島原市は契約予定者となった者に対して、別紙<様式3>により通知する。なお、通知を受けた者は、速やかに契約の手続きを開始しなければならない。

3 南島原市は当該見積合せに参加した者に、見積りの結果を、別紙<様式4>により通知する。

4 緊急時等その他やむを得ない事情により、前2項の方法に依りがたい場合は電話及びファックス等で通知することができる。

(見積り結果の公表)

第18条 複数の者(2者以上)より見積りを徴取した場合はその結果を、別紙<様式5>により部、又は支所毎に掲示し公表する。なお、単独見積り(250万円を超える工事の随意契約を除く)の公表はしない。

(契約保証金)

第19条 第15条の規定により契約の相手方となった者と随意契約を締結する場合は、南島原市契約規則第25条第3項(5)(7)の規定により契約保証金を免除することができる。ただし、130万円を超え(7)に該当する場合は、契約保証金免除申請書<様式6>を提出しなければならない。

(契約書等の提出)

第20条 第15条の規定により契約の相手方となった者は、南島原市が指定した契約書又は請書に記名押印し、決定通知を受取った日から7日以内(決定通知に指示した日まで)に、これを南島原市に提出しなければならない。

2 前項に規定する期間内に記名押印した契約書を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。

(異議の申立)

第 2 1 条 見積者は、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として異議申し立てることはできない。

附 則 この心得は、平成 2 2 年 3 月 1 日から施行する。